地方債（以下この号において「更新事業」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成 18 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経 68 号）により発行することができることとされたもの。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の使用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施

地方債（以下この号において「更新事業」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成 18 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成 12 年 4 月 1 日付自治準企第 72 号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債。以下同じ。）、下水道事業債特別措置分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総財経 68 号）により発行することができることとされたもの。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の使用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施